

【共済組合員の方へ】 2 月～4 月の超過勤務時間数によって、ご自身の共済掛金額が 7 月から大幅に変わる可能性があります！

組合員のみなさまの毎月の給与から控除している共済掛金（保険料）。

この掛金の算定基礎となる「標準報酬月額」は、毎年 4 月から 6 月までの報酬（給料+諸手当（超過勤務手当は 2 月～4 月の超過勤務分））の月平均額で決定し、その年の 9 月から翌年 8 月までの 1 年間適用します【定時決定】。

「標準報酬月額」は、年 1 回の【定時決定】が基本ですが、固定的給与に変動※があり、かつ「すでに決定されている標準報酬月額の等級」と「固定的給与変動月以後継続した 3 か月間の報酬の月平均額から算定した標準報酬月額の等級」を比べて 2 等級以上の差が生じた場合には、変動後 4 か月目に標準報酬月額を改定します【随時改定】。

※ 毎年 4 月の昇給や、地域・扶養・通勤・住居手当などの変更も「**固定的給与の変動**」にあたるため、【随時改定】の対象となる場合は、随時、標準報酬月額が変わります。

昨年地域手当の遡及改定については、差額調整が行われた 12 月を起算月として、【随時改定】の対象になる場合は 3 月に改定しました。詳細は共済時報 No383(平成 27 年 12 月 2 日)を御参照ください。

【随時改定】の対象者は、「業務の性質上の保険者算定」を適用しません

【随時改定】は、【定時決定】に優先するため、【随時改定】の対象者は、【定時決定】の例外である「業務の性質上の保険者算定」(過去 1 年間の報酬の年間平均で標準報酬月額を決定)の対象にはなりません。

したがって、保険者算定の対象職場であっても、4, 5, 6 月の報酬額により随時改定の対象となった方は、7 月に標準報酬月額を改定し、「業務の性質上の保険者算定」は適用されません。

※ また、「業務の性質上の保険者算定」は、当該年度に所属する職場（4/14 異動の方は異動後の職場）が保険者算定の対象職場である場合に適用されるため、対象職場から対象外職場に異動になった方は保険者算定の適用はありません。

<随時改定の要件> 以下の 3 つの要件に該当した場合に適用されます。

○要件 1 固定的給与※に変動があること

※ 固定的給与 報酬のうち、勤務実績に関係なく月等を単位として、一定の額が継続して支給される報酬	○ 給料
	○ 諸手当のうち 地域、扶養、住居、初任給調整、単身赴任、特殊勤務（月額・定率）、通勤（6 か月定期は 1 か月相当で計算）、管理職 等
非固定的給与 (固定的給与以外のもの)	○ 諸手当のうち 特殊勤務（日額）、超過勤務、宿日直、管理職員特別勤務、休日給、夜勤、寒冷地 等

○要件 2 「すでに決定されている標準報酬月額の等級」と「固定的給与変動月以後継続した 3 か月間の報酬の月平均額から算定した標準報酬月額の等級」を比べて 2 等級以上の差がある場合

○要件 3 2 等級以上の差が、固定的給与と 3 か月間の報酬の平均額のいずれもが増額、または、いずれもが減額した場合に限り適用します(固定的給与は増額したが、非固定的給与が減額したことにより報酬平均額が減額した場合、または、その逆の場合には、随時改定の適用対象とはなりません)。

(↑は増額、↓は減額)

報酬	固定的給与	↑	↑	↓	↓	↑	↓
	非固定的給与	↑	↓	↓	↑	↓	↑
報酬平均額(3 か月)		↑	↑	↓	↓	↓	↑
随時改定の適用		○	○	○	○	×	×

変動の要因である「固定的給与」と変動の結果の「報酬平均額」の矢印が同じ向きるとき随時改定となります。